

養鶏で七ヶタの

堀ノ内 南雲敬一さん

中里村の畜産の中でも、養鶏は、養鶏規模の拡大をはかり現在、常時七百〜八百羽の飼育で、堀ノ内の南雲敬一さんである。

南雲さんの経営規模は水田八十二アール、畑五アールの耕作で、稲作、養鶏、畜産と三つ生産部門である。南雲さんは養鶏経験がながく当初、成鶏三百羽位、商業に技術を生かして、養鶏経営の採算性にはすっかり自信を持ち、更に農業所得の増大を目的として昭和三十六年、農業近代化資金によ



入れ、従って購入肥料の施肥量も極めて少なく済み、また鶏の食バコソンのエサと、カンシを栽培することになり、その餌料で、肉、年間五、六頭出荷しており、農業経営全体が極めて合理的に運営されている。

国体を迎えて

十日町警察署

五月二十日には大会期リレーが中魚沼郡、十日町市で実施されます。六月六日から、いよいよ新国体春季大会が開会される。五月二十日には大会期リレーが中魚沼郡、十日町市で実施されます。六月六日から、いよいよ新国体春季大会が開会される。

子どもを水から守りましょう

子どもと水はきつて、もどきはなせない生活のむすびを持つています。毎年子どもの水死事故が多くなっています。このため昭和三十

- ①新国体では、この水を水から守る国民運動を行なっており、しかし農繁期における幼児の水死事故は減少していません。
- ②幼児の生活は遊びです。遊びつかる程、こどもはよく成長します。しかし水のある所で一人遊びをさせてはいけません。遊びに夢中になってい
- ③農繁期の忙しい時でも、子どもを水から守る責任は保護者が負います。田んぼのわきを流れる小さな流れが、こどもを呑みこむ危険な場所です。
- ④おじいさん、おばあさんに子どもを預けるときも、十分考え、危険な場所を避け、目を離さないように、水溜りなどに落ちる事故が頻発します。
- ⑤危険な場所はまだあります。

国体旗リレー

5月20日中里村通過

第十九回国民体育大会(春季大会)は来る六月六日〜十一日まで、東京国立競技場を主会場に開かれます。国体は、日本国民のスポーツの祭典であると同時に国民の間に広くスポーツを普及奨励し、健康で明朗な文化生活を築き社会的共同精神をつちかちかえに大きな意義をもっています。新国体を迎えて果

次のとおりです。村民ごぞつて歓迎しましょう。日時▽五月二十日午後三時四十分〜四時七分(馬場小学校前▽中里村役場前)▽午後四時七分〜四時十六分(中里村役場前▽清津橋上)◎五月二十日は全国国旗を掲げて大会旗リレーを歓迎しましょう。◎みんなごぞつて大会旗リレーを拍手で迎えます。

<仲林さん>

学校薬剤師 手当を寄附

上の仲林 薬局の主人 仲林繁司さん は、村内小中学校薬剤師として児童生徒の衛生、急病の救急、薬品などの面に親切な指導をして下さっています。仲林さんは各小学校を巡回して、衛生設備が十分でないことを痛感し、衛生器具などの購入に役立てばいいと、村教育委員会では仲林さんの篤志に感謝して、



修学旅行に同行して

田沢中学校長 石沢 藤 栄

五月十日、新緑の風もさわやかな早朝、父兄多数の送迎をうけて、中学生生活にとって大切な修学旅行である関東方面への修学旅行に出た。まず清水トンネル、快晴の上毛三山、高崎稲荷、午後三時、よよいよよいの都、そして雑踏の土野動物園。さまざまな動物の生態、また百回は一見に如かした。面会、見学も一時間とばかり忙しいスケジュール。今春卒業してまた二ヶ月の途中が、「先生!!」と懐かしきおまじりに飛びついでる。この姿こそは教師に与えられた最大の喜びである。おもしろい頭の熱くなるのを察し得なかった。第二日、心配した雨が降り、たまたま、一たんを濡らして



野球大会

教育委員長 野球大会

去る五月三日午前九時より、田沢中学校グラウンドにおいて、内野球愛好者による春季中里村教育委員長杯戦が、参加五チームの間で行なわれた。あいにくの朝からの雨に開会が中止されたが、試合開始と共に雨もあがり、今年最初の野球と各チームとも張り切り、ホームランも出た。和気藹々の中にもルールにのっとった好試合が展開された。なお成績は次のとおり。

一位 ヤング中里チーム
二位 中里村役場チーム

【写真】写真は、新設された中里村役場の様子。新設委員長の挨拶の様子。新設委員長の挨拶の様子。

国民年金の改正
国民年金法は、毎年のように改正され福祉国家実現に一歩一歩進んでいるわけですが、今回の改正は障害福祉、障害年金の支給範囲の拡大です。いままで、傷病が治癒して症状が固定したというもに障害年金を支給していましたが、いわゆる精神病、結核による障害等の内部疾患は障害の固定時期の認定が困難であり、その他のいろいろ認定基準上の問題で障害福祉、障害年金の中に組み入れられなかったものが今回の改正により認定



「国保」お知らせ

国保では、三十九年度より皆さんが医師にかけられた医療費の金額と、そのうちの世帯主七割、世帯員六割を国保で直接医療機関に支払ったその額を認定する上から、またこれが村民税の免除証明にも使用できます。毎月お知らせするところになりました。ご不明の点がありましたら、直接係の方へお問い合わせ下さい。